平成２７年（フ）第７０６号
仙台市青葉区双葉ケ丘２丁目11番30号　双葉ケ丘グリーンハイツ203
債務者　平間みどり
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檜山　公彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７５０号
広島市西区横川新町６番６―1110号
債務者　野戸　和子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　正志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７６３号
広島県東広島市西条下見５丁目９番８―403号　シャルマンコーポM
債務者　池内　秀樹
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　紀史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８３９号
兵庫県三田市高次１丁目10番18号　サンフォルテ102号、従前の住所兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地　Ｊ棟1106号
債務者　星山　日世
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野宗一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８４０号
兵庫県三田市高次１丁目10番18号　サンフォルテ102号、従前の住所兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地　Ｊ棟1106号
債務者　星山真智子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野宗一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８５２号
神戸市東灘区魚崎西町１丁目２番17号
債務者　尾上　芳郎
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上入佐輝史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８７３号
神戸市兵庫区門口町１番５―801号、従前の住所神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド団地56棟210号
債務者　石橋　　徹
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　祐資
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４１２号
兵庫県姫路市土山７丁目９番９号
債務者　赤瀬　和子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊福　　一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２８号
愛媛県西宇和郡伊方町正野143番地４
債務者　安部　一洋
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　勝也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
松山地方裁判所大洲支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第５３号
岩手県一関市赤荻字下谷地15番地
債務者　藤野　雅明
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第１０８０号
埼玉県戸田市新曽南３丁目８番５号　あおばハイツ102号室
債務者　三浦　　翔
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１８５号
さいたま市中央区本町西３丁目15番３―306号
債務者　藤巻　朱実
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２１６号
埼玉県桶川市鴨川１丁目８番17号　トミオ桶川べにばなテラス316号
債務者　魚住　里枝
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２６０号
埼玉県川口市栄町１丁目19番15―304号　栄町公団第２市街地住宅
債務者　佐竹　　功
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２７６号
埼玉県朝霞市浜崎４丁目６番81号　千代田マンション103
債務者　本間ひとみ
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３２３号
埼玉県川口市西川口２丁目２番８―503号　青和ビル
債務者　弓削　壮史
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係